

南木曽町における水道水源予備的措置の
運用に係る確認書

南木曽町

東海旅客鉄道株式会社

南木曽町における水道水源予備的措置の運用に係る確認書

南木曽町（以下「甲」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、「南木曽町内における中央新幹線建設工事に伴う水道水源予備的措置の工事に関する施行協定（その1）（令和4年8月8日締結、令和5年3月30日一部変更）」及び「同（その2）（令和5年11月22日締結）」に基づき中央新幹線建設に伴い水道水源の取水量に減少が生じ、地域住民の生活等に支障をきたす場合（以下「水道水源減水時」という。）の判断基準、運用について以下の通り確認する。

第1条 「水道水源減水時」とは、甲が観測する妻籠第一水源、妻籠第二水源の原水取水流量の合計値が、過去の妻籠簡易水道配水池の配水流量の実績から算定した原水取水流量の基準値 $400\text{m}^3/\text{日}$ （ゴールデンウィーク、お盆、年末年始）、 $350\text{m}^3/\text{日}$ （前記をのぞく期間）を継続的（1週間を目安とする）に下回る状況とする。

2 前項に定める原水取水流量の基準値は配水流量の状況により、甲乙で協議のうえ変更することができるものとする。

なお、給水事業者である甲が給水事業に支障を来すと判断する場合は前項の基準値によらず、水道水源減水時として対応を行うものとする。

3 甲は妻籠第一水源、妻籠第二水源の原水取水流量の観測結果を定期的に乙へ通知するものとする。

4 前項の報告頻度は「南木曽町における中央新幹線工事に伴う水道水源予備的措置に関する協定書」（令和元年12月11日）第7条第2項に準ずる。

第2条 水道水源減水時の対応フローは別紙1のとおりとする。

第3条 水道水源減水時の甲乙の連絡体制は別紙2のとおりとする。

以上、確認の証として、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年3月29日

甲 長野県木曽郡南木曽町読書3668-1

南木曽町長

向井 裕明



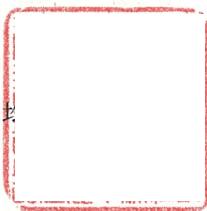
乙 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

東海旅客鉄道株式会社

中央新幹線推進本部 中央新幹線建設部

名古屋建設部長

加藤



別紙1 対応フロー

減湯水の進行

段階Ⅰ
(水源への直接的な影響はみられないが、観測井等に低下の兆候が見られる段階)



段階Ⅱ
(水源に直接的な影響が見られ始めた段階)

地下水位低下が
顕著

予測値と観測値の
乖離が顕著

原水取水流量が
400m³/日
or
350m³/日を
下回る日が継続的に
発生

原水取水流量が
400m³/日
or
350m³/日以上
100m³/日を
下回る日が継続的
に発生
※[に発生

対策Ⅱ-②及び
向ヶ原・大山高区
からの送水により
原水取水流量が
400m³/日
or
350m³/日を
下回る日が継続的
に発生
※[に発生

対策Ⅱ-①
(応急)
向ヶ原水源・大山高区
水源からの送水開始

対策Ⅱ-②
(応急)
妻籠水源の
バルブ調整を実施

対策Ⅱ-③
(応急)
床浪水源からの
送水開始

※継続的とは1週間を目安とする
※給水事業者である甲が給水事業に支障を来すと判断する場合は上記フローによらず対応を実施する

- ・ 対策Ⅰのタイミングは鉄道・運輸機構からJR東海へ即報し、JR東海から南木曽町へ連絡をする
- ・ 南木曽町は原水取水流量が基準値を下回った段階でアラートが発するシステムを構築する
- ・ アラートが出た際には、JR東海、鉄道・運輸機構、施工JVへ情報共有を行う連絡体制を整える

別紙2 連絡体制

